

令和 8 年 度 第 1 回
塩竈市入札監視委員会会議録

令和 8 年 7 月 3 0 日

塩竈市管財契約課

塩竈市入札監視委員会会議録

令和8年7月30日（木曜日）午前9時25分 開会

出席委員（4名）

赤 石 雅 英	委 員 長
品 田 誠 司	委員長職務代理
真 田 昌 行	委 員
我 妻 賢 一	委 員

欠席委員（なし）

説明のために出席した者

商工観光課 まちづくり・建築課
上水道課
秘書広報課
上下水道部業務課

各課（係）長

事務局出席者

総務部長
総務部管財契約課長
総務部管財契約課契約係長

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. あいさつ
4. 委員の紹介
5. 委員長の選任
6. 委員長職務代理の指名
7. 報告
 - (1) 低入札調査実施事案総括表
 - (2) 指名停止業者一覧表
8. 抽出事案の説明
9. 抽出事案の審議
 - (1) 工事請負契約：2件
 - ①令7-依・単 旅客ターミナル施設屋上防水等改修工事 【商工観光課】
 - ②令7-単 権現堂配水管布設工事 【上水道課】
 - (2) その他契約：2件
 - ③ふるさと納税に係る寄附受付及び収納等業務委託 【秘書広報課】
 - ④塩竈市水道事業料金徴収等関連業務委託 【上下水道部業務課】
10. その他
11. 閉会

これより、塩竈市情報公開条例第10条に規定する情報を取り扱うため、発言委員及び企業名は伏せて公開

○委員長 本日の流れでございますけれども、まず初めに工事請負契約2件を審議後、休憩を挟みまして引き続き業務委託契約2件の審議を行います。

初めに、「令7-依・単 旅客ターミナル施設屋上防水等改修工事」について事務局より説明をお願いいたします。

○商工観光課 早速ですが、工事の概要についてご説明させていただきます。

旅客ターミナル施設屋上防水等改修工事についてということで、工事の概要ですけれども、本工事は、塩釜港旅客ターミナル施設長寿命化計画に基づき、施設の老朽化対策として改修を行っているものです。

3つの工事を合わせて発注しておりまして、1つ目は屋上防水施設の工事となります。西側と中央の屋上全面に歩行可能な塩ビシートの防水施工を835メートルほど敷設したものです。

2つ目は、高圧ケーブルの更新工事です。南側電柱よりキュービクル室へ引き込む高圧ケーブル47メートルを交換するものです。

3つ目は除害施設の改修工事となっております。除害施設とは、施設から排出される有害物質を下水道に流す前に除去する施設となっております。現在の旅客ターミナル施設の使用状況から除害施設の機能が不要なものとなりましたので、除外施設の機能を停止しています。あわせて、建物の排水管の高さが南側通路に布設されている下水道本管より低いため、下水をくみ上げる機能が必要ということで、今回中継ポンプ施設として改造する工事となっております。

簡単ですが、事業の概要については以上となります。よろしく申し上げます。

○事務局 続きまして、契約担当より契約の概要をご説明いたします。

資料の2ページをお開き願います。

まず、資料の上段、発注方法といたしましては、条件付一般競争入札としており、総合評価落札方式の内容となっております。

なお、本市では、総合評価落札方式は試行として特別簡易型を採用しており、3,000万円以上の案件につきまして、本市工事請負業者指名委員会が指定する工事などについて行っ

ております。

また、工事の場合、土木工事や建築工事、舗装工事、管工事、水道施設工事の５つの工事を対象に実施しているところでございます。

２の資格要件等ですが、参加資格条件等の概要をご覧ください。

主なる箇所を説明いたしますと、⑦本市の競争入札参加資格承認簿に登録されており、営業所等を宮城県内に有していること、⑧建設業法の規定で定めている建築一式工事業に係る建設業の許可を受けていること、⑨建設業法の規定で定めている技術者を工事現場に配置できること、⑩経営規模等評価結果通知総合評定値で建築一式工事の評価点が６５０点以上かつ１級技術者が１名以上であることなどとしております。

４の金額等ですが、落札価格は５行目にありますように税抜きで６，５００万円、落札率が９９．９８％。

５の契約の相手方は、Ａ社となっております。

資料の４ページをお開き願います。

こちらは本案件の契約台帳となっております。

左側には表の４行目に予定価格、その下段には本案件が総合評価落札方式でありますことから調査基準価格や失格基準価格、そのほか落札価格や請負人などが記載されております。

右側の表をご覧ください。

こちらは入札の経過などとなっております。３者から資格確認申請があり、うちＣ社が辞退し、Ａ社とＢ社の２者での入札となりました。１回目の札入れで２者とも予定価格を上回り、２回目は２者とも予定価格内の６，５００万円での札入れとなりました。

評価点の算出を行ったところ、価格評価点は同点だったものの、価格以外の評価点により、Ａ社の落札となりました。

また、１２９ページをご覧ください。

こちらは総合評価採点表となっております。主に評価の視点の「企業の施工実績」中の「工事实績」及び「配置技術者の能力」中の「工事实績」の２か所において差がついております。

次の１３０ページには、価格評価点の算出方法や結果などを記載しています。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、ご質問ある方、挙手をお願いいたします。どうぞ。

○委員 まず、４ページの３者が入札参加されたけれども１者が辞退というのは、何か理由とか、

この契約の流れというか、入札申込み後に札入れをしなかったということかと思いますが、経過を教えてもらっていいですか。

○事務局 今、委員おっしゃったとおり、一度申請は提出されましたが、その後、理由までは確認はしておりませんが、入札について辞退させていただきますということで、辞退届が出されたというところでございます。

○委員長 引き続き。

○委員 ありがとうございます。

あと、もう1点、そのページのところの下のほうに総合評価の点数が14.何がしと11点とありますが、その内訳というのはついているのでしょうか。

○事務局 そちらが先ほど説明させていただきました129ページの表にございまして、①のタグの129ページです。

○委員 なるほど、違うページを見ました。14.1と11.5で、点数見れば分かるんですが、その点差がついた理由というか、主な違いを丁寧に説明してもらっていいでしょうか。

○事務局 評価の視点の「企業の施工実績」中、「ISO認証の取得状況」につきましては、B社のほうが上回ったんですけれども、その中の「工事实績」、あとは「配置技術者の能力」中の「工事实績」の2か所において、A社に実績があったという点数の配分になっておりまして、その点で差がついてA社になったという結果でございます。

○委員 この3項目で差がついたところで、一番上からいくと、工事の実績、同種工事過去5年間のものがあるなしで、2点か0点ということで、同種工事の条件がこの下書いてある箱のところだと思うんですが、防水改修を建築一式工事でやっていたかどうか、さらには国、地方公共団体が受注し、引渡しが終わっている工事が対象だという理解ですね。はい。

あとは、ISOの登録が9001か14000シリーズのどちらか一方があったのがB社だったんですね。あとは、技術者に対して実績がある。実績ありだけれども、他工事、同種工事、ここの違いについて教えてもらっていいですか。

○事務局 同種工事につきましては、下段がさきほど委員おっしゃったとおり同種工事となっております。他の工事につきましては、同じように建築一式工事とか、土木一式工事とか、そういった同じ種類の工事を指しているところでございます。

○委員 そうしますと、分からなかったのは、他工事の定義が事前に明確に示されていないようにも読めますが、何か規定はあるんですか。

○事務局 特段明確な記載というところまではされてはいない状況となっております。

○委員 ということは、なかなかジャッジするときに他工事の定義が不明確だと、同種工事はこの箱に書いてあるところで明確に書いてあるからいいんですけれども、他工事が書いていないと、いいのか悪いのかというところが選びづらいとは思いますが、そこは何か検討されて、これが他工事にしようとか、そういった何か内容ってあるんですか。

○事務局 こちらの落札額決定基準なんですけれども、今年度中に見直しを行いたいと考えておりまして、委員おっしゃるとおり同種工事、他工事、こういったもののなか、明確に記載していくよう改定を行っていきたいと考えているところでございます。

○委員 そうしたら、他工事を例えば建築一式工事とか、そういう定義を明確にして今後はやるということですね。

○事務局 おっしゃるとおりでございます。

○委員長 よろしいですか。

では、ほかに、委員。

○委員 この工事、請負代金が6,500万円ぐらいで、比較的高額、あと総合評価方式にしていますけれども、それほど特別な工事とも思えないんですけれども、それにもかかわらず2者しか応札がないというのは、これはどういう、もう少し競争性を上げるというような方法はないのか、そのあたりはどうでしょうか。

○事務局 昨年度までにつきましては、この総合評価落札方式を採用した場合、予定価格を公表はしなかったのですが、本年度より総合評価を採用した場合、一律に予定価格を公表いたしまして、できるだけ入札に参加いただけるよう進めているところでございます。

○委員 宮城県内に事務所がある事業者ということで、今回は塩竈市に限らずということのようなんですけれども、これ、入札の資格を有する業者というのは、分母がどのぐらいいるとか、そのあたりは調査されているんですか。

○事務局 すみません、今手元に資料をお持ちしなかったもので、分母の数を把握しておりませんが、指名委員会に諮る際、県内の業者が何者あるのかも含めて指名委員会の中で発注の方法を審議いただき了承を得ているところでございます。

○委員長 委員。

○委員 今の委員の質問と関連するんですが、前提として、まずこの工事というのは特殊な能力や極めて難しい工事に該当するのでしょうか。

○まちづくり・建築課 一般的なのか特殊なのかと言われますと、防水工事から見ると一般的といったところですよ。あと、特殊なのが、今回除害施設の機能を停止させていただいて、中継ポンプとして改造していく。北側に配管が通っているんですけども、地盤沈下が結構激しいところでしたので、梯子胴木といったところで排水管を這わせていたというあたりが少し特殊かと思っておりました。

○委員 少し特殊なところもあるがおおむね一般的な工事ということだとすると、今の総合評価の方式によると、どうしても実績の点数が、持ち点が結構高く出てしまっていて、実績がなければもうその段階で都合4点の差がついてしまうという状況になってしまうと思うんですね。これ総合評価方式一般に言える話かもしれませんが、何か技術能力というのは、そうすると、これ実績ではかるということでしょうか。技術提案みたいな部分の項目が別個にこの中に読み込まれているのは、実績で読み込むというイメージでしょうか。

○事務局 委員がおっしゃる技術提案というものは、本市が採用している特別簡易型では、特段提出等を求めているとはおらず、実績のみで判断しているところでございます。

○委員 一般的な話だとすると、果たして総合評価方式がよかったのか、より広く競争入札としたほうが多くの業者さんが入札に参加できたのではないかなというところが、少し危惧するところかなとは思っています。これでいくと、実績のある業者さんが入札に参加して、そこで差がついて落ちるとするのは、何かだんだん総合評価方式から外れていく可能性もあるかなと思っておりました。その点、いかがでしょうか。

○事務局 本市の現状といいますか、内規といいますか、積算額が3,000万以上のものにつきましては、総合評価落札方式で発注することとしておりましたので、金額の設定などについては、指名委員会で諮られたらいいのかなと思います。

○委員長 私もこの総合評価方式につきましては、国とか非常に大きな工事で、スーパーゼネコンがダムとか、大規模なトンネル、橋梁とか、もう日本の技術を高めていく必要がある工事が対象でよいのではと。そのところは、安心できるというのがメリットで技術的にも問題ないだろうと。

デメリットは高くなることや今までの業者が継続して受注しやすくなる。それから、大手と中小企業を比べると大手有利、これがデメリットなんです。なので、総合評価方式のメリットだけではなくデメリットも検討して、メリットがデメリットを上回っている場合には総合評価方式を選択するという、一律に金額で決定するのではない方法が望ましいかなと。

あとは、工事实績も、過去に受注している場合、それだけで点数が付くのではなくて、過去の工事实績で何か問題なかったのか。クレームとかがあつて一応解決したけれどもマイナス面の有無など、細かなところまでも実績の中身を確認しないと、実績としてプラス点をやっていいのかというのは、議論として出てきてほしいなと思います。かなり手間暇かかりますが、総合評価方式は金額だけではなくて、それ以外のところでいい方法があればそれを選択する印象がありますので、過去の受注が非常に有利になるというシステムを改善できるよう、新しいやり方とか内規を作っていただければと個人的には思います。

あと、委員の皆様、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。委員。

○委員 委員の質問と同じような話になりますが、2ページの入札の参加資格の条件のところ、⑦が塩竈市さんの入札参加登録をしている業者で、営業所が県内にいる業者、これが何者います。さらには、建設業の許可が建築一式を持っている業者ということになって、さらには経営規模、これ入札参加登録の点数のことだと思うんですけども、これが650点以上、かつ技術者1名という条件なので、これを抽出していくと何者が対象になるというのが明確に分かっているはずなんですけれども、それが何者で、塩竈市さんは何者以上いないと条件をもっと広くすると、宮城県の場合は20者対象以上にならないとそれ以上条件絞っちゃ駄目だというルールを作っているんですが、その辺、もう少し詳しく教えてもらっていいでしょうか。

○事務局 宮城県さんのように、例えば10者以下になったら駄目とかそういった細かい内規までは定めておりません。本工事の設計額の場合、本市の格付けでAランクへの発注となり、経審の点数が650点以上、1級技術者が1名という条件になります。これは、設計額に応じて設定をさせていただいております。

ただ、おっしゃるとおり極端に10者以下とか、そういった場合は、工事の規模に応じまして宮城県内を最初から全国規模とするなど、随時対応している状況でございます。

○委員 数のチェックはされていないということなので、ちなみに建築のAランクは何者登録されているかは分かりますか。

○事務局 お待たせいたしました。市内のAランクは令和7年度に6者、Bランクですと9者登録されている状況でございます。

○委員 ありがとうございます。

いずれ先ほど説明あったように、競争性を保つには何者以上確保が必要というところは入札

制度上重要なところになりますので、もしその基準がないのであれば、ある程度目安をつけていただいて、例えば10者以上は最低確保したものにしようと言ったところは、引き続き検討していただければと思います。

○事務局 現在、本市に登録がある事業者ですが、県内にAランクは321事業者ある状況でございました。それも含めまして、県さんのように何者以上いないと例えば全国や県内にするといった内規的なものを設けられるかどうか、今後、検討していきたいと思います。

○委員 ありがとうございます。先ほどAランク6者と言ったのが、300の間違い。

○事務局 県内に300者おり、うち市内の事業者数が6者になります。

○委員 今回の対象になるのは、300者はいるだろうという理解でいいということですね。了解いたしました。

○事務局 総合評価落札方式ですが、価格や企業の施工実績だけではなく、評価の項目といたしまして地域の貢献度というところもございますので、今後見直しを行っていく際には、すでに規定している地域の貢献度に新しい項目も盛り込んでいきたいと考えております。

○委員長 地域の貢献度というのは、皆さんご存じかと思いますが、市内の業者の育成保護というのも、市の入札の一つの重要な役割になっています。単に金額だけとか、技術だけとか、出来のいい人とか、そういうことばかりでは弱肉強食で市内の業者がなくなってしまう。そうすると、今回も熊本で地震ありましたが、そういったときにすぐ復旧で活躍してくれる、対応してくれる市内の土木建築業者さんがいないと、市民は大変な思いをすることになる。だが、どこまで見るのかというさじ加減で非常に大きなところで、それを何となくではなく、明確な基準で言い切って、その目的からこれを選択したと言うことが重要なと思います。それ以外にも事業は続きますから、前は駄目だったので、今回は違うやり方をしようとして試行錯誤を行えば、いい入札になっていくかと思います。

少々長くなりましたけれども、以上でこの案件よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、旅客ターミナルの改修工事の質疑を終わります。

では、担当課の職員は退席をお願いいたします。

では、引き続きまして、「令7ー単 権現堂配水管布設工事」について、事務局より説明をお願いいたします。

○上水道課 それでは、「令7ー単 権現堂配水管布設工事」の工事内容についてご説明させていただきます。

まず、工事の目的は、事業概要説明資料に載っている内容と同じになりますが、本工事は令和7年度第7次配水管整備事業の計画路線であり、当該区域の配水管を布設替えすることにより、施設及び管路の耐震性を高めるとともに、給水の安定供給及び有収率の向上を図るということを目的としております。

工事場所は、本市内の西部に位置します権現堂という地区になります。こちらは住宅密集地にありますが、道路幅員が4メートルほどしかないような通路、かつ工事箇所がちょうど袋小路の場所になっております。

工事内容としましては、ダクタイル鋳鉄管200ミリや流量計室のピットの設置工事、あと給水管切替工などを行い、配水管の埋設可能な位置を確認した後に埋設作業などを進めていくような内容となっております。

詳しくは、事業概要説明資料のほうにも載っていますけれども、ダクタイル鋳鉄管200ミリのものが、GX形、K形、合わせまして152.3メートル、それ以外の中身につきましては、ご参照いただければと思っております。

今回の工事の期限は、そちらの資料ですと3月下旬になっていますが、3月19日が契約期限になっております。

本工事につきまして、発注する前に、今申し上げましたとおり現場条件が住宅密集地でありながら道路の幅員も狭くて、なおかつ生活道路として利用する部分がこの通路1か所しかないという、とても特殊な状況になっておりまして、なおかつすぐ近隣の場所に小学校や中学校があり、通学時間帯等はかなり児童や生徒さんたち歩行者が見られるということもあります。そのため、交通量が減る状況になる夜間工事で設計を当初から考えさせていただいておりました。かつ作業用の重機等を置きますと、どうしても車等の通り抜けができなくなる、通行止めでの施工にならざるを得ないということで考えまして、その状況を関係機関、道路管理者や交通管理者、地域の方々にも事前にご説明しながら、どのような工事ができるのか検討をさせていただきました。その中で、近接する小学校では、校庭の通行に対してご了承をいただきまして、特殊車両の夜間校庭内を通行など、地元へ当然諮りまして工事の内容を精査してまいりました。

一般の方々につきましては、周辺にグラウンドがありますので、そちらを仮駐車場として夜間使用していただくことを皆様にご説明したうえで、ご了承とご理解をいただけたと判断し工事起工に至っております。

以上が工事の概要説明になります。よろしくお願いいたします。

○事務局　続きまして、契約担当から契約内容について説明いたします。

次第資料の②の2ページをお開きいただければと思います。

本件、一般競争入札の総合評価落札方式を採用して入札を行いました。

資格要件ですが、2、資格要件等記載のとおりであります。

落札金額は税抜きで6,980万円、落札率は99.23%、契約の相手方はD社になっております。

次に、4ページの工事台帳であります。

こちら入札執行の状況で申込みに関しては3者おりました。うち、失格基準価格以上予定価格以内であったものがD社のみとなっております。

総合評価点、かつ価格評価点と価格以外の評価点に関しては、下に記載しており総合評価点順位記載のとおりであります。

また、価格以外の評価点の項目に関しては156ページに記載しておりますので、ご確認いただければと思います。

契約担当課からは以上です。

○委員長　ありがとうございました。

ただいまの説明に対してご質問のある方は挙手をお願いいたします。

○委員　464ページの変更理由についてお尋ねしたいんですが、発注担当課から、非常に条件が厳しい工事ということも踏まえて、変更理由になった部分の例えば4番、5番のこれは地元及び現地で変更が必要とされたということかということや地元説明によってこのような変更を余儀なくされるということはそれなりにあることなのかどうか確認させてください。

○上水道課　ただいま委員がお話しされたとおりです。

4番、5番についての変更内容というのが確かに大きな要因となってございます。先ほどもご説明させていただきましたとおり、工事着手前に一定程度ご説明させていただきながら、ご了承いただいて工事発注までに至ったものの、実際工事に入ると、地元の方々から緊急車両だけではなく、一般車両についても何とか通り抜けできないかというご要望が多数上がりました。我々としても、そういったご要望に応えられるかどうかは置いておいて、小学校さんに確認したうえで、その結果をまた住民の皆さんにご報告することとしました。その後、小学校さんに要望などをご説明し、ご協力をいただけないかご相談したところ、ご了承をい

ただけました。事前の設計内容はあくまでも特殊車両でしたが、一般車両となってしまいますと、通り抜けする時間が決まっていませんので、安全対策が必要ということで、交通誘導警備員の増員や安全施設の数当初見ていたものよりも増やさざるを得なくなった状況から増額になったものでございます。

もう1点、こういった変更の事例はほかにもあるのかという指摘につきましては、ほかにもこういったケースがあり、その際も変更した事例はございます。

以上になります。

○委員 これバランス論的にもなかなか難しいところはあるのかなと思っていて、近隣の方々の理解も得られないと工事にもならないでしょうし、かといって施工中に要望が複数出てくることになって、それが変更の常態的な理由になるというのは、それはまた違ってくるのではないかなと思うんですが、内規というか、何か取決めはありますか。ある意味それは感覚的な問題になりますか。そこのところはどうでしょうか。これ契約課なのかどうなのか分からないんですが。

○上水道課 工事担当からご説明させていただきます。

今回の変更内容は別にして、変更の考え方というのが一つあり、塩竈市につきましては、令和7年に宮城県の変更ガイドラインを参考にさせていただき、独自で「工事請負契約における設計変更ガイドライン」を作成させていただいており、変更していいもの、悪いものの区分けをしているところです。一方、昔ですと、金額的な基準も一つ設けていた時代もありましたが、国などの基準で、3割ぐらいになると重変になってしまうということがあるため、3割超えると別発注とすることも検討しなければならないときもありました。現在は金額よりも、3割を一つの基準というか目標にしながら、変更ガイドラインに基づき変更契約を行っていく考えでございます。

内容的には、先ほど地元からも言われたものを全てというところではどうしても難しい部分もありますので、当然関係者である、警察、道路管理者や小学校とそれぞれ密に協力させていただいて、今回変更するのに当たり、どうしても袋小路になっており、ほかに迂回できない場所でありましたので、変更は致し方ないと判断をさせてもらったところです。

○委員長 あと、委員の皆様、質問ございませんか。委員。

○委員 さっきの質問と同じような感じになるんですが、2ページの入札参加条件のところ、今回590点以上というところは多分Aランクになるかなと思うのと、さらに塩竈市さんの

水道の指定業者ではないと工事ができないルールになっている理解でいいのか、その対象業者数、何者いるのか、お伺いいたします。

○事務局 契約担当からお答えいたします。

まず、①の宮城県に営業所を有している水道施設事業者で、評価点590点以上という事業者は367あります。本市のAランク相当になりますけれども、本市内に限れば10者になります。

あと、給水装置設置事業者であることという条件をつけております。本件に関しては、設計内容に、給水管切替工があった場合、塩竈市の給水条例で、給水装置を取り付けることができる事業者は塩竈市から許可を得ている者という条件があるので、この条件を加えております。

それで、塩竈市の事業者的には、給水管取付工事ができる者は、30者以上許可されていたかと思います。ただ、県内に関していえば、正確な数字は持ち合わせておりませんでした。

以上です。

○委員 そうしますと、水道のAランクかつ給水管の指定業者を両方縛ると何者が該当するんですか。

○事務局 県内の給水装置事業者、上水道課のほうで許可している事業者はちょっと承知してないので正確な数字はお答えできませんけれども、塩竈市内でいえば、先ほどAランクで申し上げた事業者は全て給水装置の許可事業者になっていますので、塩竈市内であれば10者というのが正確な数字になるかと思います。

○委員 ありがとうございます。

ということは10者の競争入札になるという理解でよろしいですか。

○事務局 本件は県内に営業所を有している者になりますので、367が対象になりますけれども、そのうち給水装置事業者で許可している県内の事業者というのは契約担当では事業者数を承知していなかったもので、何者になるか不明です。

○委員 さっきと同じような話になりますが、これらの条件、①から⑩までが全てクリアできる業者が果たして何者いるかというところはしっかり把握しておかないと、仮にそれが3者しかなかったとするならば、それは公平な競争入札には該当しなくなるので、そこはしっかり把握した上でやっていただきたいなと思います。

○事務局 おっしゃっていることはもっともだなと思います。

あと、総合評価の部分に関しての縛り方というか、条件のつけ方に関しては、先ほど来、管財契約課でお答えしているとおりで、管財契約課と調整しながら条件を整えていきたいと思っています。

○委員 ありがとうございます。

あと、4ページのところで教えてほしいんですけども、今回3者が入札に参加されて、札入れしたけれども1者のみが予定価格を下回らなかったということで、そういう場合は、塩竈市さんの場合は2者以上いないと不調にするルールがあったかと思っていますが、こういう場合は不調のルールは適用されない、3者が入札に参加したということで、有効になるという理解でよろしいんですか。

○事務局 すみません、2者以上いないと不調になるというルール自体は本市になかったかと思っています。

○委員 失礼しました。1者応札でも有効という。

○事務局 はい。1者応札でも大丈夫というものが本市のルールとなります。

○委員 了解いたしました。

○委員長 でも、1者しかいない総合評価って何の意味があるのと。総合評価点は何点以上ではないと失格などにしないと、総合評価をやる意味がないように思います。

あと、さらにこの工事について、1, 800万円の増額工事で幾つか作業も増加してますけれども、今回の入札で、当初の予定価格をオーバーした人、変更工事後であればクリアしているわけで、どのぐらい増加なるか分からないけれども、もう1回やってみると結果は違ってくるんじゃないかなという印象があります。だから総合評価するということは、複数の業者が金額以外で評価するというのが一番のポイントなので、やはり1者しか金額的にクリアできなければ、もう本当はその時点で総合評価をやる意味がないと感じます。なので、ルールを考えて見直しされてはどうかと感じます。

あと、委員の皆さんは何か。どうぞ。

○委員 すみません、純粋に教えていただきたいんですけども、総合評価落札方式の場合は、予定価格は事前公表していないんですか。

○事務局 令和7年度に関しては、事前公表はしておりません。先ほど管財契約課が申し上げたのは、令和8年度になってから予定価格を公表し出したということになります。

○委員長 あと、何かございますか。よろしいでしょうか。

では質疑、これで令和7年度配水管布設工事の質疑を終わります。

担当職員の退席をお願いいたします。

それでは、工事請負契約事案2件終わりましたので、ここで10分間の休憩に入りまして、36分から再開としたいと思います。よろしくお願いします。

午前10時26分 休憩

午前10時36分 再開

○委員長 では、時間となりましたので、審議を再開いたします。

まず、「ふるさと納税に係る寄附受付及び収納等業務委託」について、事務局より説明をお願いいたします。

○秘書広報課 それでは、ふるさと納税に係る寄附受付及び収納等業務委託について、資料の1ページにございます事業概要説明資料に沿いまして説明をさせていただきます。

まず、1の事業概要ですが、ふるさと納税寄附受付サイトE社における、ふるさと納税寄附に係る寄附情報の管理や返礼品の開発・発注・配送管理などに係る業務を委託するものでございます。

次に、3の委託期間ですが、令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

4の契約金額につきましては、1億1,517万6,000円となっております。

なお、委託金額は、E社を経由した金額に応じて変動し、寄附額が2億6,000万円の場合の想定額となっております。

5の委託内容につきましては、寄附の受付等に関する業務や寄附の収納等に係る業務など、寄附の受付から返礼品の発送までを一括して委託するものとなっております。

最後に、6の特命随意契約が1者である理由ですが、E社を経由した事務の業務委託につきましては、E社が提供する一括代行プランの利用に限られておりまして、E社への業務委託が実質必須となっております。

なお、E社を除くほかのふるさと納税寄附受付サイトに係る事務の業務委託につきましては、委託先が限定されていないことから、一括して公募型プロポーザルを行い選定した事業者と随意契約を締結しておるところでございます。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○事務局 続きまして契約の概要をご説明いたします。

資料 3 ページをお開き願います。

発注方法は随意契約としております。

2 の随意契約理由ですが、随意契約を希望する理由は、本市ではふるさと納税寄附受付サイトの E 社を利用しており、多くの寄附者が利用し、本市のふるさと納税に多大な効果を及ぼしている。E 社はサイト運営から返礼品配送代行等の関連業務を全て自社で一括しており、当該寄附受付サイト継続のためには当該事業者との契約が必要であるため、随意契約とするもの。

1 者指名理由は、寄附受付サイト E 社の利用継続に係る契約は当該事業者に限定されるためとしております。

4 の金額等でございますが、予定価格につきましては、7 のその他参考となる事項に積算内容を記載しております。

5 の契約の相手方は E 社となっております。

資料の 5 ページに契約台帳を記載してございますが、こちらはのちほどご覧いただければと存じます。

私からは以上です。

○委員長 ありがとうございます。

では、質問のある委員の皆様、挙手をお願いいたします。委員。

○委員 ありがとうございます。

まず、1 ページのところから教えてほしいんですが、塩竈市さんで、E 社に関しては一括代行してもらえるから随契をして、その他のサイトに関してはプロポで契約をされていると。実際、どういった業者さんに、どういった手数料が生じているのかという、何か概要的なものというのはお分かりでしょうか。

○秘書広報課 E 社以外の契約の部分についてということでしょうか。

E 社以外のサイトにつきましては、ふるさと納税の業務を行っております中間事業者に委託しており、委託料率は税抜き 5.6% で委託しております。こちらは全て寄附額に応じたものとなっております。

E 社に関しましては、12% というところで開きがあるかと思えますけれども、E 社についてはサイトの使用手数料も含んで 12% となっております。E 社以外のサイトですと、また別個契約それぞれしておりまして、約 10% から 12% 程度でサイトの使用料契約を締

結しております。それに加えて、中間事業者を支払っている税抜き 5.6%を支払っているというのが概算でございます。その他の返礼品の実費代、送料、文書発送料等に関しましては、どちらも同程度の割合での金額がかかっているというところでございます。

以上でございます。

○委員 総務省の指導で、30%が返礼品のマックスで、送料・手数料込みで50%以内に抑えてくださいというルールがあったかなと思うんですが、それは、このE社以外でもクリアできるのかなと思っているんですが、妥当なんですか。

○秘書広報課 おっしゃるとおり総務省の制度によりまして寄附の総額の50%以内に経費を収めなければいけないというのが現行の制度でございます。こちらにつきましては、全て50%以内に入っております。ですので、あくまで返礼品の割合というのは30%が上限でございますので、サイトの手数料ですとか配送料、それらをまろまろ加味いたしまして、50%以内になるように返礼品の割合を下げ調整をしているというところでございます。

以上でございます。

○委員 もう一つ、すみません。

そういった条件の中で、E社しか随契の対象者になり得ないというところが少し分からなかったもので、そのところをもう1回よろしいですか。

○秘書広報課 通常の寄附のポータルサイト、例えば大きなところだと楽天ですとか、ふるさとチョイスといったところに関しましては、基本的にはサイトの使用に係る契約のみとなっております。そのほかの実際の返礼品の発送業務ですとか、そういったところは自治体に任せるとするか、自治体が直営でやってもいいですし、ほかの中間事業者へ委託しても構わないというような仕様になってございます。

E社に関しましては、E社のサイトの使用の後、実際の返礼品の発送ですとか、返礼品事業者との調整というものは、自治体が直営でやるか、もしくはE社に委託、この2択になってございます。我々としては、現状の件数などを加味しまして、E社に入ってきたものについては、直営でやるのが非常に難しく、E社を利用している効果をさらに得るため業務委託を選択しておりますので、その場合はE社への委託が必須になっているところでございます。

○委員 いわゆる、言い方は悪いですがけれども、丸投げできるのがE社だけということだということですね。いろいろ塩竈市さんのふるさと納税をできるだけ上げるために、多分いろんな

サイトを使ったほうが税収のためにもいいのかなとは思いますが、E社が今全国的に見てメジャーかという、実はシェアはそんなに大きくはなくて、もっと違うサイトのほうが税収上有利なサイトもあるのに、なぜE社にこだわるかという、丸投げできるからという理由でやるのが果たしていいのかどうか、塩竈市さんの税収も含めて考え方はございますか。

○秘書広報課 説明不足で大変申し訳ございません。

現在、楽天、ふるさとチョイスなど大手ポータルサイト、小さいサイト含めて20サイトの掲載は行っております。E社に係る業務はE社に委託をしております、ほかのおよそ18、19サイトについては、一括して別の業者に委託するということでございますので、寄附の間口は全て広げているということでございます。

○委員 なるほど、20サイトと契約されているということですね。了解いたしました。その中で、唯一一括代行ができるE社は随契をやって、そのほかの業者は全ての19者はプロポで決められているという理解でよろしいんですか。

○秘書広報課 ほかの約19サイトを通じた寄附に関する業務委託に関しては、一括してプロポーザルで1者に絞っているところでございます。あくまで19のサイトをやるための仕様の契約を個別に結んでおりますけれども、その先の業務委託については、全て一括して1者に行っております。本来、我々としてもその1者にE社の部分も任せたいところです、E社に関しましては、仕様上、その業者に任せることができない仕様になっているので、我々として業務委託を一括の公募型のプロポーザルでやっている1者と特命随意契約でやっているE社の2者と業務委託の契約を結んでいるという形になっております。

○委員 分かりました。

○委員長 あと、何かご質問、委員。

○委員 確認から入りたいんですけれども、ふるさと納税の規模感というか、塩竈市さんは返礼品が海産物中心に多いんだろうと思うんですが、県内の自治体の中ではどのぐらいのレベル感というか、最多のところと比較すると、どのぐらいのレベルにあるのか、まず教えていただければと思います。

○秘書広報課 県内の自治体ですと、令和7年度の速報値でおよそ7番目でございます。1番目が気仙沼市さんでございまして、気仙沼市さんが寄附額約130億円、塩竈市が令和7年度11億4,000万円程度というところですので、10倍以上の開きがあるというところが現状でございます。

○委員 それに付随してということになるんですが、1 ページ目の事業概要の中に、2 行目に返礼品の開発も E 社さんにお願いすると読めて、そうすると委託内容の中には、これは新製品開発とか商品開発も込みでお願いしているということなのか。そうであれば、実際 E 社の発注の中で、新たに生み出されたものがあるのかどうなのか、あるいは 1 2 %というのは、こういう立てつけのものなのか、どのような契約になるっているのか教えていただければと思います。

○秘書広報課 返礼品の開発というところですけども、一から例えば製造事業者と組んで新たな商品を開発するというまでの開発ではなく、これまで返礼品として登録していないものを事業者さんとの連絡調整、協議の中で返礼品として出品するといった開発を記載しているところでございます。1 2 %の中にこちらも含まれております。

○委員 とすると、E 社が、塩竈市さんの様々な業者さんを見に行って、どうぞ返礼品の中にエントリーしてくださいという意味での開発というのは実際に事例があるという理解でよろしいでしょうか。

○秘書広報課 そのとおりでございます。E 社としても、我々がほかの 1 9 サイトに掲載しているもののほかに E 社のみで掲載しているものがあると、それだけ他サイトより優位性があがり、E 社を通して寄付があれば、E 社側としても利益が生まれますので、そこまで多くはございませんが、実績はあるというところでございます。

○委員長 あと、何か、委員、どうぞ。

○委員 E 社に随意契約で業務委託するというやり方は、どこの自治体でもやっているという理解でよろしいでしょうか。

○秘書広報課 数値を正確には把握しておりませんが、基本的にはほとんど全ての自治体が行っているものではないかと考えてございます。

○委員 それと、目標の寄附額が 2 億 6, 0 0 0 万円ということで、この 2 億 6, 0 0 0 万円が変動すると契約額も変動するという前提であると。2 ページ目見ますと、業務委託料が 1 2 %ということで、掛け算するということなんですけれども、返礼品代とか返礼品配送代一式も変動するということよろしいんですか。

○秘書広報課 (2) の返礼品代、(3) の返礼品配送代につきましては、あくまでも実費になりますので、その寄附の申込状況等によりまして変動いたします。

○委員 それと最後、これも全く別な話で申し訳ないんですが、いただいた業務委託契約一覧表

を見ると、結構特命随意契約多いんですが、金額もそれなりに大きな金額のものもありますが、基本的にこういう特命随意契約が多いのは理由をお聞かせください。

○事務局　今回、特命随意契約が多い理由につきましては、案件抽出にあたり令和7年10月から8年3月までに契約を行ったものとなっております。令和8年4月から業務を開始するもので、令和8年の3月中に契約した新年度契約も含まれてございます。そういった中で、どうしてもその業者しか実施できないというものは特命随意契約で契約させていただいておりますので、下半期につきましては、特命随契が多い状況となっております。次回1月に開催させていただく第2回入札監視委員会につきましては、令和8年4月から9月までの発注をご審議いただくようになりますので、特命随契は逆に少なくなるものでございます。

以上でございます。

○委員　特命随意契約にするか競争入札にするかというのは、どこでどのような手続で決めておられるのでしょうか。

○事務局　まず、特命随意契約にするかどうかにつきましては、本市では随意契約ガイドラインを定めておりまして、それに基づいて、まず1者しか実施できないかなど規定から判断してございます。その上で、500万円以上の金額のものにつきましては、指名委員会に諮りまして、随意契約が適切かどうか審議をした上で発注しているところでございます。なお、500万円以下のものにつきましては、発注担当課と契約担当で相談しまして、適切かどうか判断して発注をしている状況でございます。

○事務局　特に特命随意契約で多いのが、システム関係の契約でございまして、基幹となるシステムがある1者で請け負ってもらっていますので、それに付随した例えば制度改正に係る改修などがありますが、なにかあったときの責任の所在が不明確になることを避けることもございまして、最初に請け負った業者と特命随意契約するしかないということも特命随意契約が多くなる理由でございます。

以上です。

○委員長　ふるさと納税につきましては、私ものぞいたことあるんですけども、寿司の利用券、あれが一番塩竈市の特徴。気仙沼市はニット製品ですね。あと、何か高額な音響機器かな、何かすごい何百万というもの。非常に特徴的なふるさと納税の返礼品を用意されているという。こんな高いもの誰買うんだという。日本全国を相手にするから、お金持ちを相手にしないと、干物やマグロなど、そういったものはどこでもやっていますから、塩竈市の特徴を出

す必要があるので、これから新しいいろいろなアイデアを塩竈市として見つけていかれていくのかなと。ただ、先ほど言ったように、寄付金の５０％以下にするため、手数料がこれだけかかっているから、返礼品を３０％より下げるとするのは、これはもう私個人的には本末転倒というような気がしています。こういった業者さんが、Ｅ社だけではないですが、なるべく手数料を下げてもらう代わりに来期も継続するなど、協力してくれる業者を探していったほうがいいのかなと個人的には思います。

よろしいでしょうか。委員、どうぞ。

○委員 Ｅ社の最後の精算額、いわゆる寄附金に応じて精算されると思うんですが、最終的にはどのような金額になったか分かりますか。

○秘書広報課 令和７年度実績でよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

令和７年度につきましては、支出が４，７３０万３，１７４円でございます。

○委員 ということは、当初契約１億１，５００万円だったけれども、目標に達しなくて減額になったということですか。

○秘書広報課 おっしゃるとおりでございます。

○委員 あともう一つ、プロポーザルで契約したと言っていたのが、この一覧表だと２１番のことですか。

○秘書広報課 こちらとは別のものではございます。一括のプロポーザルをやって随意契約を結んだのが令和６年４月からになりますので、この一覧には恐らく載っておりません。

○委員 そちらは、複数年契約でやられているということですね。ちなみに、そちらは年度ごとにそちらも精算されてお支払い多分されていると思うんですけども、そちら大体幾らの規模になるか分かりますか。令和７年度でいいですけども。

○秘書広報課 今詳細を把握しておりませんが、おおむね５億円近い数字になると思います。こちらには全て返礼品の代金等含まれています。もう少し低いかと思われますが、正式な数字を持ち合わせておりませんでした。

○委員 ありがとうございます。

いずれ塩竈市さんは、ふるさと納税で県内７位になるぐらい頑張って１１億円を集めておられるので、ぜひ引き続き上位に入れるように頑張っていただければと思いますが、先ほど委員長からあったように、手数料が全国的な問題になっていて、相当高いということが指摘されておりますので、うまくプロポーザル等を使いながら、手数料をいかに圧縮していくかと

ということが税込にそのまま直結するところになりますので、うまく検討いただければいいか
と思います。

以上です。

○委員長 では、よろしいでしょうか。

では、今回のふるさと納税に関わる質疑を終わります。

それでは、担当課職員の退席をお願いいたします。

では、続いて「塩竈市水道事業料金徴収等関連業務委託」について、事務局より説明をお願い
いたします。

○上下水道部業務課 料金徴収等関連業務委託の概要を説明いたします。

本事業は、1枚めくっていただいて1ページをご覧ください。

本事業は、業務の一部をアウトソーシングしまして、組織のスリム化など事業運営の効率化
を図ることを目標として委託しているものでございます。

(2)の委託場所ですが、事務所機能は、塩竈市旭町17番10号、市役所の向かい側にな
りますけれども、そちらに、上下水道部旭町事務所の中に置いております。場所としては塩
竈市内及び多賀城市の給水エリア、こちらを対象としております。

(3)については、最初に申し上げたとおりでございます。

(4)の業務範囲ですが、資料に記載のとおり、水道の使用・中止や料金徴収等に係る全般
的な業務、水道メーターの検針、水道法の規定により交換が必要となったメーターの定期交
換業務を行っております。

(5)の委託期間です。令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間、限度額
といたしましては、債務負担行為の設定限度額を含めまして5億404万2,000円とな
っております。

私からは以上です。

○事務局 続きまして、契約担当から契約の概要についてご説明いたします。

本件は、一般競争入札総合評価落札方式で行いました。

次第資料の2ページをお開きください。

参加資格条件については、参加要件等、記載のとおりであります。

契約金額は税抜きで4億4,400万円、落札率は96%。

契約の相手方は、F社となっております。

また、4ページをお開きいただければと思います。

こちら入札の経過でございます。

申込みがあったのは、F社1者のみであります。総合評価点に関しては、総合評価点順位記載のとおりであります。

また、詳しい内訳については、56ページに記載のとおりでございますので、ご確認をお願いいたします。

契約担当からは以上です。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、ご質問のある委員、挙手をお願いいたします。委員。

○委員 それでは、総合評価の入札参加条件がいろいろ①から⑧まで書かれていますが、こういった条件の中で、対象となる業者数、こちらについては把握されていますでしょうか。

○事務局 その他に登録されている事業者はたくさんおりますが、水道料金の徴収に関して登録している者は、本市への登録は7者いると承知しています。

○委員 7者おられますが、今回残念ながら入札参加されたの1者しかないということで、その7者とも実績とか、過去の実績も含めてあるのでしょうか。

○事務局 7者中1者に関しては、実績を調べるには業者登録をした際に2年間の実績調書を提出いただいておりますが、その実績調書で調べる限り1者は2年間の間にはなかったと思っています。その他に関しては、他自治体でありますけれども、実績は承知しております。

○委員 ということは、7者中1者は2年間確認したところ実績がないけれども、残り6者は実績があるので、塩竈に手を挙げれば取れる可能性はあるという理解ですか。

○事務局 おっしゃるとおりであります。

また、実績がなかった1者につきましても、我々は2年間の実績を承知しているわけですが、今回条件は令和2年度以降にということになりますので、過去5か年というのを条件につけていますので、過去に実績があれば入札に参加することは可能だと考えてございます。

○委員 ちなみに、5年ごとの長期契約になるんでしょうけれども、その前とか過去何回分とかいう実績は、どの業者さんが受注されているかというのは分かりますか。

○上下水道部業務課 こちらの業務委託は、平成25年度から実施しております。最初は5年間ではなく、たしか3年間で委託したと思います。それで、今回は4期目ということになります。

す。なお、1期目からずっと同じ業者さんが全て落札しております。

以上です。

○委員 ありがとうございます。

過去4回の実績があるので、なかなか競争相手が出なくて1者応札になってしまったのかなと思うんですが、そういった背景も含めて教えていただきたい。

○上下水道部業務課 この業務は、事務所を構えていただくということになりますので、人の手配である検針員が、かなり人数が必要になってきます。こういった人の確保がなかなか難しいというお話は、ほかの業者さんから伺ったことはございます。例えば、塩竈ではこの業者ですけれども、多賀城ではまた別な業者、利府では別な業者というような形で、いろいろな業者は入っておりますので、その中での人の確保とか、そういう部分で難しいものがあるというお話は伺ったことがあります。

○委員 ありがとうございます。

今回、総合評価を選択されているんですが、その他、例えばプロポーザルとか、指名とか、限られた方々での競争になってしまうので、その他の入札方式を検討されたのかどうかと、あと過去3回とも総合評価なのか、どういった入札方式でやられたかというのは分かりますか。

○上下水道部業務課 初期の頃は公募型プロポーザルで募集していたと思います。ただ、ここ2回、この前の回から総合評価方式に変えたと記憶しておりますが、今手元に明確な資料はございません。

以上です。

○委員 それでは、プロポから総合評価に切り替えた経緯はどうだったのでしょうか。

○上下水道部業務課 プロポーザル方式ですと、一応設定金額、設定額を公表しておりましたので、そうすると価格的な競争が生じないというのもあり、条件付一般競争入札の総合評価方式に変えたという経緯がございます。

以上です。

○委員長 委員、どうぞ。

○委員 業務委託仕様書の10ページ、全体の15ページに経費の負担区分というか、委託の区分があると思います。この中にシステム関連費が入っていると思うんですが、例えばハンディターミナルも含めて、例えばこのシステムを維持管理する経費もこの中に入っているとす

れば、最初にこの業者さんがシステムを構築したため、ここしか維持管理も含めてシステムの運用ができないから同一事業者さんが受注しているということではないのでしょうか。

○上下水道部業務課 ご指摘いただいた15ページの部分、これ公が負担するものなので、市が負担するものの経費です。システムに関しては、システム、あと機器に関しては、市で準備をして、それを供与しているというものでございます。

○委員 ということは、調定も含めて、向こうはこちらのシステムを全部使ってやってくださいということだから、そのことにおいては、どの事業者さんもフラットだということですね。

○上下水道部業務課 おっしゃるとおりです。

○委員 だとすると、人力的な問題を抜かすと、どの業者さん受注するか本来競争がなければならぬということではないですか。

○上下水道部業務課 おっしゃるとおりで、我々も競争していただきたいというのが本音です。

○委員 分かりました。

○委員長 あと、委員の皆さん、何か質問ございませんか。委員。

○委員 それにもかかわらず競争になっていないというのは非常に残念なところだと思います。

市町村によっては建設工事には総合評価を採用するが、委託は総合評価を採用しない自治体もあると聞いていますが、総合評価を採用すると先ほどの過去の実績が非常に重んじられて、それで他の業者が参加されないというところもあるのでしょうか。競争性を上げる、何か努力はされているのでしょうか。

○事務局 努力という部分に関しましては、宮城県内に限らず、登録している事業者さんは全て申し込んでほしいため、県内という条件を外して、少しでも競争性を担保できるように整えているところです。

あと、基本的に本市の総合評価落札方式、金額その他の評価から総合評価点を算出すると決めていることでもありますので、管財契約課と協議しながら制度のほうを整えていきたいと考えてございます。

○委員長 いかがですか。あと、委員の皆さん、何か質問ございますか。委員。

○委員 56ページの総合評価の点数のところ、この業務委託に関しては技術提案を求めている、全体の整合性とか業務の提案というところがあって、15点とか16点ついていますが、これの作文は見なくてもいいんですが、こういった視点で点数をつけているのでしょうか。

○上下水道部業務課 この契約の中で、この技術提案という部分につきましては、課題として3

点、こちらのほうで出しております。1つは料金の徴収に関する収納率の維持です。現在、収納率99.95%になっておりますので、それを維持するためにどのような方策を講じるのかということ、あとは事務的経費の抑制ということで、郵送料なども非常に高くなっております。そういったものをどうやって抑えることを考えているか、また危機管理や協力体制、こういった3点について今回提案を求めておりました。

提案につきましては、もちろん今まで実施していたようなことを漫然と再度やるようであれば、評価はあまりつけられないことから、新たにどういう取組を考えているのか。その独自性があるかという部分、あとは現実性、実際に取り組むことが可能なものなのか、そういったものを念頭に入れながら評価をしております。

○事務局 補足で、資料については32ページにございます。

○委員 ありがとうございます。

非常にいい提案かなと思って聞いてました。その技術での持ち点もトータル40点あるので、新たに参入する業者さんが頑張って提案を書けば受注できる可能性もあり、間口は開いていますので、提案をうまく引き出して競争性をぜひ確保していただきたいと思います。

○委員長 あと、委員の皆さん、ございますか。

私からも、先ほどと同じになりますが、総合評価で1者しかいないのであれば、総合評価を行う意味って何があるのかと。特に、水道料金については、選考委員の皆さん、80点のところを70点取っている。だから、総合評価方式で採点しても、いい点数なので1者応札でも問題ないと言い訳に使っているように私には映る。やはり競争性の確保が大事ですので、1者入札というものには大きな問題があるなと思っています。これは、市が幾ら努力しても、見えざる談合、少し語弊がありますが、もしかして談合行為をしていないが、たとえばある市は決まった業者が受注していて、不文律から参入しない。それを発注する側がどうにかできるのかという問題に行き着いてしまうと。ただ、競争性がないと、入札制度は健全な発展が阻害されますし事情も分かるので、何かいい方法などについては、今後、皆さんと知恵を出して考えていければなと思いました。

では、よろしいでしょうか、委員の皆様。はい、ありがとうございました。

塩竈市水道料金徴収等関連業務委託の質疑を終わります。

以上をもちまして本日の議事を終了したいと思います。議事の総括として各委員から何かご意見、ご感想があれば、お願いいたします。委員。

○委員 事前に一覧表で、工事と委託に分けて事前に見せていただいたんですけども、先ほどの説明で、プロポーザルですよとかというお話があったときに、これってプロポーザルの場合はプロポと一覧表に何か明記されていたんですか。

○事務局 プロポーザルは最終的に随意契約になりますので、随意契約で記載はさせていただいております。

○委員 一覧表をまとめるときに、プロポがあれば、括弧プロポーザルとかと入れていただいたほうが、我々も検証するときに分かりやすいのでお願いします。

○事務局 次回以降、そのようにさせていただきます。

○委員長 あと、各委員の皆様何かございますか。

先ほどの工事でも、対象になる会社は何者があるのかとか、そのところが者数がないので、各委員からも出ていましたけれども、できるだけその対象となる会社数何者あって、そのうち入札応じたのは何者だというのが分かるような何か記載をしていただけるとありがたいかなと思いますけれども、いかがですか。

○事務局 次回以降、そのように作成させていただきます。

○委員長 あと、何か各委員からございますでしょうか。

あと、先ほどの水道もそうですが、過去どの業者が受けたのか、これも実は重要なんです。同様の工事なり契約があった場合ですね。それを情報としていただけるとありがたいと思います。私からはその2点です。

○事務局 承知いたしました。

○委員長 あと、委員の方、何かございますか。よろしいでしょうか。

では、続きまして、次第の10. その他について事務局から何かございましたらお願いいたします。

○事務局 本日は、お忙しい中、ご出席賜りありがとうございました。

次回は、令和9年1月に開催をしていきたいと考えてございます。また、委員の皆様には日程の調整、メール等でお願いする形となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

○委員長 その他何かございますでしょうか。

なければ事務局にお返しいたします。

○事務局 委員長、ありがとうございました。

本日委員の皆さんから頂戴した貴重なご意見、ご提案につきましては、今後、市内部で総括し、改善に向けて検討を進めてまいります。

それでは、以上をもちまして、令和８年度第１回塩竈市入札監視委員会を終了いたします。

皆様、大変お疲れさまでした。

午前１１時２５分 閉会